

# 相続手続をするための必要書類

遺言書(遺言執行者なし)

番号	必要なもの	必要部数	説明	備考
①	死亡届			共通
②	相続口座振替依頼書		公共料金の引落とし、借入金の返済等がある場合にご提出ください。	
③	相続手続依頼書		下記の「相続手続依頼書の記入・押印について」をご参照ください。	
④	領収書(相続手続用)		現金でお支払いをさせていただく場合にご記入・実印の押印をいただきます。	
⑤	遺言書	原本1通	自筆証書遺言については、遺言書情報証明書に代えることができます。	
⑥	遺言書検認調書謄本または検印済証明書(通知書)	同上	公正証書遺言または遺言書情報証明書をご提出されている場合は不要です。	
⑦	戸籍謄本(被相続人)	原本1通	被相続人の死亡、および農協貯金を相続する相続人が確認できる戸籍謄本になります。	
⑧	本人確認書類	同上	手続きをされる方の本人確認書類(運転免許証など※顔写真なしは2つ以上必要)をお持ちください。	
⑨	実印		手続きをされる方の必要書類に実印の押印をいただきます。	
⑩	被相続人の通帳、証書、キャッシュカード			
⑪	戸籍謄本または抄本(相続人)	同上	最新の戸籍のみで結構です。なお、⑦と重複する場合または農協貯金を相続する相続人が特定されている場合は不要です。	
⑫	印鑑証明書(相続人)	同上	③「相続手続依頼書」に押印をいただく方のものがが必要です。作成後6か月以内のものでお願いします。	

※①～④は農協より所定の依頼書等をお渡しいたします。

※⑦、⑪につきましては、法務局発行の「法定相続情報一覧図」に代えることができます。

※記載内容等により、別途必要書類をお願いする場合があります。

※⑤～⑧、⑪、⑫は原本を確認の上、コピーさせていただきます。

## 【相続手続依頼書の記入・押印について】

農協貯金を相続する相続人の指定がある場合	指定された相続人全員にご記入・実印の押印をいただきます。
農協貯金を相続する相続人の指定がない場合	農協貯金を相続する可能性のある相続人全員にご記入・実印の押印をいただきます。

※遺言書の内容を確認の上、ご案内をさせていただきます。